入札後審査方式一般競争入札（価格競争）の共通事項

徳島県美馬県土整備事務所が発注する建設工事について、入札後審査方式一般競争入札（価格競争）により入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。

１　基本事項

(1)　設計図書等の熟知

入札参加者は、県が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。

(2)　入札書に記載する金額

落札決定に当たっては､入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　工事費内訳書の提出

① 入札に当たっては、紙媒体の入札書及び入札書記載の入札金額に係る工事費内訳書を入札公告に示す入札書及び工事費内訳書の提出締切日時までに指定の場所に提出すること。

② 工事費内訳書は、この入札公告を掲載している徳島県ホームページからダウンロードしたものにより作成すること。

③ ②の要件を満たさない工事費内訳書を提出した者、工事費内訳書の提出がない者又は異なる案件の工事費内訳書を提出した者の入札は、無効とする。

なお、持参による提出の方法については、「徳島県電子入札システム運用基準」によること。

(4)　入札保証金

入札保証金の納付は、免除する。

(5)　入札執行回数

入札執行回数は１回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは入札を終了する。

(6)　開札の立ち会い

開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。なお、当該入札参加者の立会いは求めないものとする。

(7)　入札・開札の延期及び中止

①　入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合又は不穏の行動をなす場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

②　①の場合等の事情により開札の延期又は中止をした場合は、徳島県ホームページその他適当な手段により、当該入札案件に入札書を提出している入札参加者に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時又は中止する旨を連絡するものとする。

２　入札の失格

次の各号に該当する入札参加者は失格とする。

(1)　以下により算出される最低制限価格（税抜き）を下回る入札を行った者は失格とする。

なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数

最低制限基本価格（税抜き）＝「（直接工事費×0.9）×0.97＋共通仮設費×0.9＋（直接工事費×0.1＋現場管理費）×0.9＋一般管理費等×0.68」

なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 9.2/10 を超える場合は、予定価格の 9.2/10 を最低制限基本価格とし、予定価格の 7.5/10 に満たない場合は予定価格の 7.5/10 を最低制限基本価格とする。

また、ランダム係数については、別に定める「ランダム係数の算出について」に基づき算出するものとする。

(2)　開札から落札決定までの間に、配置予定技術者を当該工事に配置できなくなった者

(3)　開札日の翌日から落札決定までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成 14

年４月 18 日建設第 73 号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止を受けた者又は徳島県暴力団排除措置要綱（平成 23 年 3 月 28 日管第 100597 号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた者
(4)　入札価格と工事費内訳書記載の合計額（税抜き）が一致しない者

３　入札の無効

徳島県契約事務規則（昭和 39 年徳島県規則第 39 号）第 24 条に該当する入札又は次の各号に該当する入札は無効とする。
(1)　入札参加資格がないと認められた者又は虚偽の申請を行った者のした入札
(2)　要件を満たさない工事費内訳書を提出した者、工事費内訳書の提出がない者又は異なる案件の工事費内訳書を提出した者のした入札
(3)　入札参加資格確認資料を持参又は郵送により提出する場合において、入札参加資格審査申請書の提出のない者のした入札
(4)　記名のない入札
(5)　入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
(6)　同一事項に対してした２通以上の入札
(7)　入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札
(8)　明らかに連合によるものと認められる入札
(9)　前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

４　入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、入札公告に記載された事項以外に、次の各号に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。
(1)　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
(2)　入札公告日から開札日までの間に、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。
(3)　入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
(4)　建設業法第 27 条の 23 第１項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前１年７月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できる者であること。
(5)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
(6)　手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

５　入札参加資格確認資料等に関する事項

(1)　入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）
①　入札参加資格審査申請書の提出を行う際に同時に提出する書類
ア　入札参加資格確認票（様式１）
提出後落札決定までの間に記載した事項のいずれかに変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ること。
②　落札候補者となった場合に提出する書類（追加書類）
ア　配置予定技術者の資格証明書の写し等
落札候補者となった者は、技術者の専任配置が要件となる場合には、「現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書」及び配置予定技術者の資格証明書の写し、３か月以上の雇用関係が確認できる書類等を速やかに提出しなければならない。提出の方法は持参又は電子メールによるものとし、提出先、期限及びその他注意事項等については別途連絡する。
なお、技術者の専任配置が要件となる場合には、落札決定通知日において、他の工事に従事している主任技術者等又は現場代理人を当該工事の配置予定技術者とすることはできない。（特記仕様書や現場説明書等に明示された兼務要件を満たす場合を除く。）

ただし、次のⅰ）又はⅱ）に該当し、「配置技術者誓約書」を提出する場合は、配置予定技術者とすることができる。

ⅰ）専任の主任技術者等又は現場代理人として現在従事している工事が、この入札に係る工事の契約日までに完了し、技術者の配置が可能な場合※1。（ただし、工事着手日指定契約方式については、発注者が指定する工事着手日※2の前日までに、工事着手日選択契約方式及び任意着手方式については､技術者等の配置を開始する日の前日までに完了し、技術者の配置が可能な場合※1とする。）

ⅱ）専任を要しない主任技術者として現在従事している工事が、この入札に係る工事の工事着手日※2の前日までに完了し、技術者の配置が可能な場合※1。

※１　現在従事している工事における配置期間は、次のとおりとする。

①しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日までとする。

②しゅん工検査が工期内となる場合は、しゅん工承認日までとする。

ただし、修補工事となる場合は修補工事が完了し、工事しゅん工承認書記載のしゅん工承認日までとする。

※２　「工事着手日」とは、工期の始期日以降で実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。ただし、工事着手日指定契約方式については、測量を除く。）の初日をいう。また、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り､工期の始期日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。

また、技術者の専任配置が要件となる場合には、建設業許可業種毎に営業所に配置された全ての専任技術者をこの工事の配置予定技術者とすることはできない。（特記仕様書や現場説明書等に明示された兼務要件を満たす場合を除く。）

契約後、当該技術者を変更することは原則として認めない。ただし、マニュアルに示す「特殊事情」に該当する場合にあっては、当該入札参加条件に適合した技術者を選任し、再度審査を受けた後、配置すること。入札参加条件に適合した技術者が配置できない場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等を行うことがある。

(2)　その他

①　資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

②　契約担当者は、提出された申請書及び確認資料を参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。

③　提出された申請書及び確認資料は返却しない。

④　提出期間終了後は、申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

６　落札者の決定等に関する事項

(1)　落札候補者の決定方法等

①　開札時には、落札者の決定を保留し、開札を終了する。

②　開札終了後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全入札参加者について、提出された確認資料の審査を行うものとする。

③　②の審査は、原則として、開札日の翌日から起算して２日以内（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第３号）第１条第１項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者として決定する。ただし、「開札日の翌日から落札候補決定日の前日までの期間」に連続休暇期間を挟んでいる場合は、連続休暇期間中の平日及び連続休暇期間の前後において、２日（県が作業を行う日）以内の日数を確保するものとする。

なお、入札参加者が４に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。

また、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合には、直ちに当該入札事務に関係の無い職員にくじを引かせて第１順位の落札候補者を決定するものとする。

④　落札候補者を決定したときは、すべての入札参加者に対して、落札候補者の決定を通知する。

⑥　(2)の①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、次順位者を落札候補者として決定する。

(2)　落札者の決定方法等

①　(1)により、落札候補者として決定された者に対して、電話連絡等により５の(1)において規

定する追加書類の提出を求めることとする。
なお、入札参加者が**4**に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。

② 落札候補者から提出された追加書類の審査を行い、審査の結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者から**5**の(1)において規定する追加書類の提出を求め、追加書類の審査を行うものとする。
なお、落札者が決定するまで順に同様の手続を行うものとする。

③ ②の審査及び落札決定は、原則として、落札候補者として決定された日の翌日から起算して２日以内（県の休日を除く。）に、次順位者の場合、落札候補者として決定された日の翌日から起算して３日以内（県の休日を除く。）に行うものとする。

④ 落札者を決定した場合は、すべての入札参加者に対して、落札者決定の通知を行うとともに、落札者に対して電話連絡を行うものとする。

⑤ 落札者として決定された者は、建設業法第 20 条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、「建設業法第 20 条の２第２項に基づく通知書」を提出すること。

7　契約締結手続き

(1) 契約に使用する言語
契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約書の作成
この契約を証するため、書面により契約書を作成する。ただし、契約書に代えて契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、当該契約書の作成に代えることができる。
落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して、**7日以内**に契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供し、契約書の案に記名押印又は電子署名を行い契約を結ばなければならない。（設計金額が 500 万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。）ただし、連続休暇期間と当該手続きが重複する場合は、連続休暇期間の前後で適切な日数を確保した契約締結日とするように取り扱うものとする。

(3) 前記(2)の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

(4) 落札者は、前記(2)及び(3)の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

(5) 落札者が請負契約を締結するまでの間において、**4**に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合、入札参加資格を喪失した場合、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止を受けた場合、又は徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた場合は、当該請負契約を締結しないこととする。

(6) 契約保証金
① 契約に際しては、請負代金額の 100 分の 10 以上に相当する契約保証金を納めなければならない。

② 契約保証金の納付方法は、①で定める金額に相当する現金納付とする。ただし、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。そのうち、前払金保証事業会社が発行する保証証書については、電磁的方法による取扱いも可能とする。

③ 徳島県契約事務規則第６条第７項に掲げる公共工事履行保証証券の保証、又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。そのうち、損害保険会社が発行する公共工事の履行保証証券（履行ボンド）および履行保証保険の証券等については、電磁的方法による提出も可能とする。

(7) 建設業退職金共済証紙等の購入
当該入札に係る請負契約締結時には、建設業退職金共済制度掛金収納書届出書を持参又は電子メールによる提出とすること。建設業退職金共済証紙等購入率は次表のとおりとする。

工事種別 ／ 請負代金額	土　木	建　築	設　備
１千万円未満	3.9／1,000	3.5／1,000	2.5／1,000

1千万円以上～3千万円未満	3.5／1,000	3.0／1,000	1.9／1,000

※1：請負代金額は、消費税相当額を含む金額である。
※2：住宅、非住宅の設備は、建築に含まれる。

(8) 本工事の落札者は、法定外労災保険に加入すること。また当該入札に係る請負契約締結時には、法定外労災保険の加入証明書等を持参又は電子メールによる提出とすること。

8 支払条件

(1) 前払金（徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和 48 年 12 月 25 日徳島県規則第 103 号（以下「契約約款」という。）第 35 条第 1 項関係）

前払金保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は､請負契約書に定めるところにより、請負代金額に係る各年度ごとの当該年度割額の 10 分の4以内の前払金の支払を請求することができる。なお、前払金に係る保証証書については、電磁的方法による取扱いも可能とする。

(2) 中間前払金（契約約款第 35 条第5項関係）

中間前払金の認定を受け、前払金保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより､請負代金額に係る各年度ごとの当該年度割額の 10 分の2以内の中間前払金の支払を請求することができる。ただし、部分払との併用は認めない（公共工事の中間前金払事務取扱要領の7に該当する場合を除く。）。なお、中間前払金に係る保証証書については、電磁的方法による取扱いも可能とする。

(3) その他

契約約款の規定による。

9 参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

参加資格要件を満たしていないと認められた者には、入札参加資格不適格通知書を送付する。

参加資格要件を満たしていないとされた者は、発注機関の長に対して、その理由についての説明を求めることができる。説明を求める場合は、書面（任意様式）を持参又は郵送により提出しなければならない。

(1) 提出期限

入札参加資格不適格通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に提出すること。

(2) 提出時間

午前 10 時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所

入札公告に明示する「問い合わせ先」の「(1) 入札に関すること」に記載されている場所

(4) 回答

説明を求めた者に対し、(1)の提出期限日の翌日から起算して 10 日以内（県の休日を除く。）に、書面により回答する。

10 入札に関する事項

(1) 入札の参加

入札に参加しようとする者は、申請書及び確認資料を、徳島県ホームページに掲載している様式により作成し、封筒の表に「工事名」、「工事個所」等、所定の事項を記載し、「入札参加資格審査申請書等在中」と朱書きした上で、持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）の方法により提出すること。

ア 提出期限

入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限

イ 提出場所

入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出場所

(2) 入札書の提出等

① 入札書及び工事費内訳書は、徳島県ホームページに掲載している様式により作成し、封筒の表に「工事名」、「工事個所」等、所定の事項を記載し、「入札書・工事費内訳書在中」と朱書きした上で、持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）の方法により提出すること。

ア 提出期限

入札公告に明示する入札書及び工事費内訳書の提出期限

イ　提出場所

入札公告に明示する入札書及び工事費内訳書の提出場所

② 入札参加者は、入札書及び工事費内訳書を提出した後は、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。

③ 電子メール又はファクシミリによる入札書及び工事費内訳書の提出は認めない。

11 その他

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止になることがある。

ランダム係数の算出について

最低制限価格において用いられるランダム（無作為）係数の抽出について、次のとおり定めるものとする。

１．ランダム係数の値

「1.0000～1.0060」の範囲で 0.0005 刻みの１３通りの数値とする。

ランダム（無作為）係数の値

ランダム係数	1.0000	1.0005	1.0010	1.0015	1.0020	1.0025	1.0030
	1.0035	1.0040	1.0045	1.0050	1.0055	1.0060	

２．ランダム係数の抽出

入札日より以前に入札執行機関において、くじにより決定するものとする。

競　争　契　約　入　札　心　得

（最終改正令和８年４月１日）

（目　的）

第１　建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、徳島県契約事務規則（昭和３９年徳島県規則第３９号。以下「規則」という。）その他法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

（入札に関する留意事項）

第２　入札参加者は、県が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。

２　入札書は、様式１により作成し封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、入札書締切日時までに提出しなければならない。

３　入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は（電子入札システムによる入札の場合は、一度提出した後は）、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。

４　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。

５　代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合	復代理人の場合
住　所	住　所
商号又は名称	商号又は名称
代表者　氏名	代表者　氏名
代理人　氏名	代理人　住所
	商号又は名称
	氏名
	復代理人　氏名

（入札の辞退）

第２の２　指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（１）　入札執行前にあっては、入札辞退届（様式２）を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

（２）　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　電子入札システムによる入札の場合は、入札書提出締切日時までに、入札書提出前に限り辞退届を提出することができる。

４　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者もしくは、疑いのある者はこの限りでない。

（公正な入札の確保）

第３　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

４　資本関係又は人的関係にある者同士は、同一の入札に参加はしてはならない。具体的な該当基準は、別途定める。

（入札のとりやめ等）

第４　入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

２　入札参加者が１人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

（当該入札が無効となる事項）

第５　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）　記名のない入札（電子入札による場合は、電子認証書を取得してない者のした入札）

（２）　入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

（３）　同一事項に対してした２通以上の入札

（４）　他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

（５）　委任状を持参しない代理人が行った入札

（６）　入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札

（７）　明らかに連合によるもの又は第３第４項に反したと認められる入札

（８）　前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

（契約の締結）

第６　落札者は、契約書の案に記名捺印(電磁的記録により契約書を作成する場合は電子署名)し、落札決定の通知を受けた日から起算して、７日（業務委託契約においては、５日）以内に、契約金額の１０分の１（予定価格が１０億円以上の建設工事にあっては、１０分の３）以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。（建設工事においては設計金額が５００万円未満のとき、業務委託（公共施設維持管理業務委託を除く。）においては設計金額が２０００万円未満のとき、公共施設維持管理業務委託においては設計金額が３０００万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。）

２　前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

３　落札者は、前２項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

４　落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当と認められるときは、当該落札者決定を取り消すことがある。

５　第１項の契約保証金に代えて、前払金保証事業会社が発行する保証証書については、電磁的取扱いも可能とする。また、損害保険会社が発行する公共工事の履行保証証券及び履行保証保険の証券等については、電磁的方法による提出も可能とする。

（前金払の特約）

第７　請負金額及び受託金額が１００万円以上である場合は、契約締結時に、申し出により１０分の４以内（業務委託にあっては１０分の３以内）の前金払をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払をしない。

２　請負金額が１００万円以上の工事である場合は、前項の規定による前金払をした後、申し出により１０分の２以内の中間前金払をすることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。